

監査対象	項目	指摘 意見	主な内容	・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況	措置等対応 状況の区分	所管課	部局	ページ
農業委員の活動に関する事務	農地利用の集積・集約化の状況について	意見1	【現状・問題点】 柏市指針は、令和4年4月時点で798haであった農地利用集積面積を令和7年3月までに1,288haに増加する目標を掲げている。3年間で490haの増加を目標としているが、令和4年度は44ha、令和5年度は16haの増加で、2年間の増加面積は60haにとどまり、令和7年3月での目標達成は困難と思われる。 【意見】 市は、これまでの施策の効果や問題点を検討したうえで必要な対応を図り、農地利用の集積・集約化に努めていく必要がある。	農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロールや、農業者の皆様からの相談対応を日々実施することにより、現状の把握や制度の周知、農地利用最適化に向けた情報提供等を行っております。また、農業委員会事務局に農地の貸し借り等に関し、相手方の紹介希望のご要望があれば、農業委員会事務局と、農業委員や農地利用最適化推進委員とで情報の共有化を図っております。併せて、農業委員会だよりを活用して、農地利用最適化に関する有用な情報の提供に努めてまいります。農業委員や農地利用最適化推進委員の活動が中心となる農業委員会では、今後もこうした活動を継続的に実施しながら、市長部局と連携して農地利用の集積・集約化に取り組んでまいります。	措置を講じた	農業委員会事務局	農業委員会事務局	54
農業委員の活動に関する事務	遊休農地の発生防止及び解消の状況について	意見2	【現状・問題点】 柏市指針は、令和4年4月時点で52.4haある遊休農地を令和7年3月までに32.4haとする目標を掲げている。しかしながら、令和5年度末の遊休農地は58.7haで、令和7年3月での目標達成は難しい状況と思われる。 【意見】 利用状況調査、利用意向調査及び個別訪問などによって、農業委員等、市が、農家の情報の把握に努め、農家の実情に合わせたきめ細かい対応を迅速に図っていくことが重要であり、その役割の一翼を担う農業委員等の役割は今後も重要と思われる。	農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロールや、農業者の皆様からの相談対応を日々実施することにより、現状の把握や制度の周知、農地利用最適化に向けた情報提供等を行っております。また、農業委員会事務局に農地の貸し借り等に関し、相手方の紹介希望のご要望があれば、農業委員会事務局と、農業委員や農地利用最適化推進委員とで情報の共有化を図っております。併せて、農業委員会だよりを活用して、農地利用最適化に関する有用な情報の提供に努めてまいります。農業委員や農地利用最適化推進委員の活動が中心となる農業委員会では、今後もこうした活動を継続的に実施しながら、市長部局と連携して遊休農地の発生防止や解消に取り組んでまいります。	措置を講じた	農業委員会事務局	農業委員会事務局	56
農業委員の活動に関する事務	違反転用への対応について	意見3	【現状・問題点】 従前から継続している違反転用は十分に解消されておらず、かつ令和5年度は違反転用面積が増加している。 【意見】 令和5年度は新たな違反転用が発生しており、市においては、違反転用発生防止の取組みをより一層進めていく必要がある。	農地を転用するためには農地法に基づく所定の手続きが必要である旨、農業委員会だよりで引き続き周知してまいります。また、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロール・相談対応の実施により、違反転用発生防止に取り組んでいます。なお、違反転用解消への権限は千葉県にあるため、農業委員会も千葉県との情報共有に努め、千葉県の取組に協力しながら、連携して違反転用の解消に努めてまいります。	措置を講じた	農業委員会事務局	農業委員会事務局	57
農業委員の活動に関する事務	農業委員を任命する際の要件について	意見4	【現状・問題点】 農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申等を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映させることが適当との考えが根底にある。 【意見】 市においては、農業委員を任命するにあたっての配慮が必要である。	農業委員会等に関する法律第8条第6項及び同条第7項では、農業委員を任命する際の要件として、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないことや、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことが定められています。このことを踏まえ、柏市長が任命する農業委員の選任に関しては、市長部局と連携してまいります。	措置を講じた	農業委員会事務局	農業委員会事務局	58
農地基本台帳の整備に関する事務	農家の状況調査の回答書の回収率について	意見5	【現状・問題点】 市は毎年農家の状況調査を行い、返答された事項を農家基本台帳に反映させている。一方、当該調査の調査書回収率は76％前後で推移しており、高いとは言い難い状況である。 【意見】 市においては、農家の状況調査の調査書の回収率を高める取組みを行う必要がある。	調査を実施する際に、回収率を高めるため、案内文の文面について、具体的には「修正点がない場合も返信してください」といった文言を付加することを部署内で共有いたしました。今後も回収率を高める取組を精査し、検討してまいります。	措置を講じた	農業委員会事務局	農業委員会事務局	63
農業振興対策事業	柏市農業振興補助金（水稻病虫害防除事業）の補助事業者について	意見6	【現状・問題点】 補助対象団体は、柏市役所経済産業部農政課内に事務局がおかれ、電話番号も農政課の番号が使われているなど、農業協同組合として取り扱うことには疑問が残る。 【意見】 補助事業の対象者は、団体の目的や活動内容を踏まえて決定することが望ましく、そのことが明確になるよう、交付規則もしくは告示の内容を見直す必要がある。	補助事業の対象者及び対象経費について、告示内容の見直しを行いました。	措置を講じた	農政課	経済産業部	70
農業振興対策事業	柏市農業振興補助金（水稻病虫害防除事業）の効果について	意見7	【現状・問題点】 薬剤散布後にも関わらず対象病虫害のウンカが大幅に増加している。 【意見】 市においては、効果の確認が正確に行われていたのか、正確に行われていたならば、ウンカが増加していることについてはどのような理由が考えられるのかなど、補助対象団体に確認し、補助の効果を検証する必要がある。	昨年度の実績報告において、農業者へのアンケート調査を通じて事業の効果を把握していることを確認いたしました。	措置を講じた	農政課	経済産業部	71
都市農業活性化事業	耕作放棄地再生作業委託について	意見8	【現状・問題点】 耕作放棄地の再生作業の事業対象候補地に係る情報を収集しているが、令和5年度は情報提供件数が1件にとどまっている。 【意見】 事業開始初年度ということもあるが、今後は複数の情報提供がなされるよう、市は事業の周知に努める必要がある。	毎月開催される農業委員会総会にて、農業委員に対し事業の説明を行い、候補地について情報提供いただくよう周知しました。	措置を講じた	農政課	経済産業部	73

都市農業活性化事業	新規就農者支援について	意見9	【現状・問題点】 柏市指針は、令和４～６年度で１０経営体の新規参入を目標に掲げているが、令和４年度は２経営体、令和５年度は１経営体の増加で、２年間の増加は３経営体にとどまり、令和７年３月での目標達成は困難と思われる。 【意見】 新規就農者支援については、端緒として支援制度があることとその支援制度の概要を第三者が容易に把握できる仕組みが必要と思われる。市においては、新規就農支援制度の周知に努める必要がある。	新規就農者に対する支援制度の周知については、他市の広報事例等を参照しながら、効果的な情報発信に努めてまいります。 また、制度の内容については、個別の事情を把握した上での適切な説明が必要であると認識しています。引き続き、農業委員会や県と連携を図りながら、就農を検討している方の状況の把握・支援制度の丁寧な説明に努めてまいります。	方針提示	農政課	経済産業部	74
手賀沼アグリビジネスパーク事業	随意契約理由について	意見10	【現状・問題点】 令和５年度に実施した３事業（「手賀沼周辺農業体験等促進モデル事業」「手賀沼地域『小さな拠点』創出事業等促進委託」「農と水辺を活用した体験プログラム等造成事業」）においてはそれぞれ事業内容が異なるため、それぞれの事業内容の特性に強みを発揮できる他者がいないと言い切れない。また、令和６年度においては、実際に協議会の構成員である株式会社道の駅しょうなんが業務を受注している。 【意見】 今後は自治令第１６７条の２第１項第２号の規定により一者随意契約とはせずに、可能な限り競争契約とする必要がある。	指摘の３事業においては、いずれも手賀沼アグリビジネスパーク事業戦略プランを推進していくためのものであり、委託内容は異なるものの、それぞれが連携して進めるべきものであると考えております。また、いずれの事業を実施するにあたっては、手賀沼周辺地域の事情に精通しており、かつ地域で活動する事業者同士のネットワークを活用した事業展開を円滑に進めていくうえで、「手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会」が唯一可能な団体であると考えております。また、アグリビジネスパーク事業は、手賀沼周辺地域の農業振興及び経済活性化を地域密着かつ自立的に展開させていることを目的に、令和９年度から予定している次期指定管理において、道の駅の実施事業として統合する方針で進めており、そのため令和６年度は現指定管理者である株式会社道の駅しょうなんを受注者として選定しております。	方針提示	農政課	経済産業部	78
手賀沼アグリビジネスパーク事業	道の駅しょうなんの来場者数について	意見11	【現状・問題点】 今後も現在の来場者数の水準を維持できるかという課題がある。 【意見】 市としては、何らかの方法でリピート率を算出した上で、このリピート率を向上する工夫を検討する必要がある。	令和６年度に実施したアグリビジネスパーク事業戦略プランの改訂にあたり、アンケート調査による来場頻度の確認を行っています。引き続き、道の駅と地域の連携、集客イベントの定期的な実施などによる、リピーター確保に努めてまいります。	措置を講じた	農政課	経済産業部	79
手賀沼アグリビジネスパーク事業	手賀沼周辺農業体験等促進モデル事業の実績について	意見12	【現状・問題点】 参加者は、未就学児親子向けプログラムが計２０組（６５名）、保育園向けのプログラムが年長クラス５４名（先生１２名）で限定的であり、また市内全域からの参加を促せるよう、実施場所や参加者の交通事情等に配慮する必要があるが、結果的に一部の保育園に限定されたイベントもあった。 【意見】 本事業も手賀沼アグリビジネスパーク事業の目的を達成するための一事業であり、その目的達成のために事業の効果を高める工夫等が必要である。	本事業は保育園向けのプログラムとして、今後の展開の可能性を検証するためにトライアル的に実施したものです。未就学児向けの収穫体験プログラムは、手賀沼アグリビジネスパーク事業を展開するうえで重要な役割を担っていると考えておりますので、令和５年度の事業で浮き彫りになった課題をもとに改善を行い、令和６年度以降は参加者は公募による募集として事業を実施しています。	措置を講じた	農政課	経済産業部	79
放射能対策農産物安全安心事業	一者応札について	意見13	【現状・問題点】 令和５年度においては一者応札によって業者が決定されている。 【意見】 今後も本業務を継続するのであれば、引き続き一者応札の解除に向けた努力は必要である。	一者応札の解消に向けて、受注者の業務負担を軽減するために、令和７年度分から調査検体数を減らして発注いたしました。	措置を講じた	農政課	経済産業部	82
放射能対策農産物安全安心事業	放射能物質検査の継続について	意見14	【現状・問題点】 検出されたとしても国の基準値を超える放射性セシウムは検出されていない。また、過去においても国の基準値を超える放射性セシウムが検出された実績がない。 【意見】 今後、農産物や水産物などが売れなくなるなどの風評被害を防ぎつつ、放射能物質検査規模の縮小や廃止の検討を進めていく必要がある。	今年度から調査検体数を減らし事業を縮小して実施しております。また、事業の廃止についても関係課と協議し検討してまいります。	措置を講じた	農政課	経済産業部	82
柏市都市農業センター管理運営事業	指定管理者の実績について	意見15	【現状・問題点】 令和４年度と比べ令和５年度の来場者は９５．７％と微減しており、今後も現状の来場者を維持できるかどうかは大きな課題である。 【意見】 来場者数の維持のためには再来場者率を高めること、今以上に広報活動に力を入れることなどが必要であり、市は指定管理者に対する適切な指導のもと、来場者数の維持拡大に向けた努力を行う必要がある。	令和６年度の来場者数は令和４年度を上回るものとなりましたが、今後の来場者数をどう維持していくかは、市としても課題であると認識しております。指定管理者と連携しながら、積極的な情報発信を行うとともに、地域との連携や集客イベントの定期的な実施による来場者数の維持拡大に努めてまいります。	措置を講じた	農政課	経済産業部	87
柏市都市農業センター管理運営事業	年度協定書について	意見16	【現状・問題点】 毎年度、指定管理者に支払う指定管理料は発生しないとの理由によって、年度協定書は作成されていない。 【意見】 次期指定管理期間においては、基本協定書に加えて年度協定書の取り交わしも検討の必要がある。	次期指定管理者選定時において年度協定書の締結について検討してまいります。	方針提示	農政課	経済産業部	88

柏市都市農業センター 管理運営事業	指定管理者への使用許可について	意見17	【現状・問題点】 本社機能を施設内に設置していることに関して、市と会社の間で何ら取り交わしはなされていないが、本社が施設内にあるということは、会社として指定管理業務以外の業務（本社の管理業務等）を行っていることになる。 【意見】 本来は会社として、指定管理業務以外の部分について、市との間で使用許可を取るべきである。	次期指定管理者選定時において、指定管理者の本社機能施設利用の範囲や目的等を明確にした上で、必要に応じて使用許可や協定書の条項追加を検討してまいります。	方針提示	農政課	経済産業部	88
柏市都市農業センター 管理運営事業	指定管理者候補者選定委員会の構成について	意見18	【現状・問題点】 委員の構成は、市の関係者が6名、外部の専門委員が2名となっている。 【意見】 本来であれば、選定委員会は少なくともメンバーの半数以上は、各分野の外部の専門委員で構成することが必要と考える。	指定管理者候補者選定委員の選定については、柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則に則り、適切に行ってまいります。	方針提示	農政課	経済産業部	88
柏市都市農業センター 管理運営事業	道の駅しょうなんの施設について	意見19	【現状・問題点】 柏市都市農業センターの駐車場は夜間使用不可である一方、千葉県設置の簡易パーキングは24時間利用可能で車中泊を行っている自動車もあるなど両者に運用の違いもある。 【意見】 今後、道の駅しょうなんとして一体管理するためにも、利用条件の統一などを検討する必要がある。	柏市都市農業センターは夜間営業を行っておらず、安全確保と防犯の観点から新設棟（てんと）の駐車場の夜間開放は行っておりません。利用条件の統一については、必要性も含めて検討してまいります。	措置を講じた	農政課	経済産業部	89
柏市都市農業センター 管理運営事業	次期指定管理について	意見20	【現状・問題点】 手賀沼アグリビジネスパーク事業の各委託業務を株式会社道の駅しょうなんが行うメリットは大きい。しかし、指定管理者はあくまで公の施設の管理・運営を目的とする者である。 【意見】 指定管理業務の中に手賀沼アグリビジネスパーク事業など各種関連事業を組み込むことは慎重に検討する必要がある。	手賀沼アグリビジネスパーク事業の指定管理業務への組み込みについては、次期指定管理者選定における、導入方針検討委員会等で慎重に検討してまいります。	措置を講じた	農政課	経済産業部	89
土地改良事業	岩井排水路改修工事設計業務委託について	意見21	【現状・問題点】 本来自治令第167条の2第1項第5号の規定は、災害等客観的事由により急迫を要する場合で競争入札に付する時間的余裕がない場合に適用されるものであり、本案件においては、構造計算・ボーリング調査の可能性も含めて余裕のあるスケジュールで検討すべきであった。 【意見】 今後同様の案件が発生した場合には、余裕のあるスケジューリングを行う必要がある。	同様の案件があった場合には、スケジュールに留意して実施いたします。	方針提示	農政課	経済産業部	91
鳥獣対策に関する事業	一者随意契約理由について	意見22	【現状・問題点】 自治令第167条の2第1項第2号の規定は、本来法律の規定などにより契約相手先が一者しかない場合など、実施できる業者が一者しかないことが明確であることを想定している。この点、一者随意理由は、契約相手先が本業務に適していることは示しているが、他に本業務の実施に適した業者がいなかったことの根拠にはなっていない。 【意見】 今後、本業務を委託する際には、一者随意契約ではなく競争契約に変更するか、又は、一者随意契約理由書の記載において他の事業者では実施不可能である旨及びその理由を明確に示す必要がある。	一者随意契約理由書において、契約の相手方を選定した理由を明確に記載いたしました。	措置を講じた	農政課	経済産業部	93
鳥獣対策に関する事業	委託契約の数について	意見23	【現状・問題点】 イノシシ駆除業務委託は餌代が約100万円を要しているなど、単純に両契約を比較することはできないが、1頭駆除あたりの経費という点から見ると、イノシシ駆除の方が効率は悪いということになる。 【意見】 有害鳥獣駆除委託とイノシシ駆除業務委託の業務内容の違いがあるとはいえ、今後イノシシ駆除の効率性を高める工夫が必要である。また、イノシシ被害は増加傾向にあることから別契約にしているとのことだが、本来は2契約とすることによる事務負担及び経費を軽減するためにも、将来は契約を一本化する必要がある。	イノシシ駆除委託の効率性を高めるために、近隣市の契約方法などについて調査してまいります。また、事務負担や経費の節減と業務量に応じた適切な契約とを比較しながら検討してまいります。	方針提示	農政課	経済産業部	94
鳥獣対策に関する事業	有害鳥獣駆除委託の前提としての実態調査について	意見24	【現状・問題点】 本来、有害鳥獣駆除を行うためにはその前提として、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、コブハクチョウなどの野生鳥獣の実態調査を行う必要があると考える。 【意見】 すでに環境部環境政策課において、実態調査が十分に行われているのであれば、当課との連携を十分に取り、実態を把握した上で駆除業務を行う必要がある。	千葉県や近隣市、関係課とも連携し、野生鳥獣の実態把握に努めてまいります。	方針提示	農政課	経済産業部	94
鳥獣対策に関する事業	イノシシ駆除業務委託の実績報告について	意見25	【現状・問題点】 令和5年度においては、年度終了後に捕獲詳細の報告とわな管理報告書が市に提出されているが、止刺しに先立ち農政課に連絡した日時の記録、捕獲した都度報告書様式に沿って記載した報告書は確認できなかった。 【意見】 イノシシは増加傾向にあることから、イノシシの実態を把握する意味においても、仕様書に沿った確実な業務運用が望まれる。	仕様書に沿った運用となるよう、受注者に対して指導してまいります。	方針提示	農政課	経済産業部	95

商業事業補助金	補助対象経費の明確化等について（柏市商工団体補助金）	意見26	【現状・問題点】 市の補助金の適正化ガイドラインにおいては、適正化基準として、運営費補助は原則認めない旨がうたわれているが、一般に、団体の理事会及び総代会等に係る経費は事業費ではなく、団体の運営費に分類される性格を有するものである。また、管理費内の事務費及び消耗備品費の総額を補助対象事業費に含めているが、少なくとも人事管理や会計処理等のような管理業務に要する経費が含まれていることが想定される。 【意見】 現状、補助対象事業費とそれ以外の経費との分類基準が不明確であることから、補助金の適正化ガイドラインの趣旨を踏まえ、管理費に計上されている費用の内、補助対象となり得るものを交付要綱上で明確に定義されたい。	補助対象事業及び補助対象経費については、柏市商工団体補助金交付要綱にて定めされており、同要綱に沿って補助金を交付しております。他自治体の事例等も参考にしつつ、見直しの必要があれば検討してまいります。	方針提示	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	101
商業事業補助金	補助金申請手続き等の電子化について（柏市商店街活性化事業補助金、柏市商工団体共同施設補助金）	意見27	【現状・問題点】 補助金交付申請書や実績報告書等に添付する事業計画書、事業報告書及び収支予算書/決算書等を電子データにて作成し、それを紙面に出力して提出している団体もあり、そのような場合には、申請や報告等の手続きを電子化することにより、その省力化が図られることが期待される。 【意見】 団体によっては、従前どおりに書面での申請等を求める場合もあると思われるが、事務処理の省力化・効率化の観点から、希望する団体には電子データによる申請等を可能とするよう検討されたい。	事業主体である市内商店会の半数以上が未だ手書きでの書類作成をしており、メールによる対応もできていない状況であることから、現状での電子化への対応は困難であると考えております。これまでも各種補助金申請について、各商店会の現状把握に務めるべく、直接職員が対応する方針としており、電子化については市内全商店会への理解を得られた際に実施すべきものと考えております。	方針提示	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	103
商業事業補助金	成果指標の設定について（柏市商工団体補助金）	意見28	【現状・問題点】 柏市商工団体補助金の対象となる柏商工会議所、柏市沼南商工会及び柏市商店会連合会に対する補助金に関する成果指標は設定されていない。 【意見】 事業の達成状況等の評価に資するものとなるよう、具体的な指標の設定を試行されたい。	各商工団体において実施しております市内中小企業の各種支援のほか、地域の経済活性化や産業振興を含めた活動は、その業務の性質上公的な役割を担っていることから指標の設定に困難な部分がありますが、引き続き検討してまいります。	方針提示	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	104
工業事業	柏市企業立地促進事業奨励金における事業継続の事実の確認方法について	意見29	【現状・問題点】 奨励金を受けた企業は、交付決定から5年間は所定の様式により市長へ事業の状況を報告する旨が定められており、当該報告をできない場合は、奨励金の全部、又は一部を直ちに返納する必要がある。令和5年度における当該報告の対象となる奨励金交付先は8件（6社）であったが、当該報告を受けていない。 【意見】 対応策として、県及び対象企業の了解を取った上で、県に提出された事業状況報告書の写しを県から入手すること等が考えられるが、少なくとも、県の担当者へ口頭確認する方法を継続するのであれば、確認日時、県担当者の氏名及び確認内容等を記録した文書を作成する等の対応が必要である。	令和6年度についても協調補助を行っている千葉県に対し、聞き取りを行い、当該報告を受けていたことを確認した。 また、令和7年4月1日施行で要綱を改正し、報告書の書式を設定した。	措置を講じた	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	107
工業事業	柏市企業立地促進事業奨励金の成果指標について	意見30	【現状・問題点】 アウトカム指標である「過去10年間の交付事業者残留率」に関しては、令和5年度においても、目標値である100％が達成されているところである。しかし、奨励金交付先企業が市内で事業を継続することは、本奨励金の目的である地域産業の振興に資することは確かであるものの、その効果の規模等が必ずしも反映されない面がある。 【意見】 単一の成果指標では事業の成果を十分に評価できない場合もあり得るが、ねらいとする成果の程度をより明確に反映し、事業の達成状況等の評価に資するものとなるよう、適宜、指標の見直しを図られたい。	今後、当該補助金のアウトカム指標は、地域の魅力向上を図る指標として「市内総生産の拡大」とする。	方針提示	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	108
融資事業	制度融資取扱金融機関に対する預託金額の見直しについて	意見31	【現状・問題点】 市としては、預託金額に協調倍率の7倍を乗じた8,400,000千円を融資残高の目標（設定融資額）として認識しているが、令和5年12月末時点における制度融資の貸付残高は4,570,454千円であり、実行率（設定融資額に対する貸付残高の割合）は54.4％にとどまっている。 【意見】 制度融資に対する資金需要が落ち着きを見せる中、設定融資額と実際の貸付残高との乖離が大きくなっていることから、監査人からも、実態に即した金額に近づけるよう速やかに預託金額の見直しを図るよう要望する。	預託金については、円滑な融資事業の推進に必要と考えるため、金融機関と協議の上、実態に即した預託額の設定を行う。	方針提示	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	114
融資事業	預託金額の算定方法及び拋出方法等に係る継続的な検討について	意見32	【現状・問題点】 制度融資に係る協調倍率の7倍を前提とした場合、令和5年12月末時点における貸付残高4,570,454千円に対する必要な預託金額は652,922千円程度（4,570,454千円÷7）であり、その時点においては、547,078千円程度過大であるとも言える。 【意見】 今後、預託金額の算定及び拋出の方法等については、制度融資の目的を減じることなく、かつ効率的な運用となるよう継続的に検討を進められたい。	預託金については、融資上限額の設定とともに、低利率の実現に寄与していると考えられるため、金融機関と協議の上、実態に即した預託額の設定を行う。	方針提示	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	116

融資事業	中小企業融資業務委託における経営支援業務の位置付けの見直しについて	意見33	【現状・問題点】 経営支援業務は、融資実行後に柏商工会議所もしくは柏市沼南商工会が融資先企業を訪問し、融資資金使途や経営状況の確認、各種情報の提供、経営相談及びアドバイス等を行うものとされ、伴走型支援として市の制度融資における重要な機能の一つと位置付けられているが、令和5年度における支援の実績は報告されていない。 【意見】 先ずは制度融資利用者に対する経営支援の必要性や求められる支援方法等をあらためて整理するとともに、例えば、制度融資利用者に対して積極的に利用促進を促す旨等を仕様書に明示した上で、当該個別相談事業等を活用した経営支援の実績報告を求めるなどして、希望者に対する経営支援が円滑に行われ、かつ市がその実態を把握できるよう仕様書を見直されたい。	融資実行後の支援方法については、当課の他の事業及びその他支援機関による事業においてカバーできる可能性と、そもそも需要があるのかを精査し、必要がなければ仕様書から削除することについて確認を行う。	方針提示	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	116
融資事業	利用実績の低い融資資金メニューの見直しについて	意見34	【現状・問題点】 公害防止資金、大型店進出対策資金及び工場移転資金については、少なくとも平成28年度以降、新規融資の実績がない。 【意見】 現状の資金ニーズに即していない可能性が高いことから、あらためて当該分野における制度融資の必要性を整理することが重要である。	周辺他市、本市制度融資を協調で運用する金融機関及び千葉県信用保証協会にも需要を確認し、本資金メニューの個々の需要の実態に応じたメニューの再設定を行う。	方針提示	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	118
インフォメーションセンター運営事業	委託料精算額の再検証について	意見35	【現状・問題点】 市に提出をされている委託料に係る精算書を比較したところ、いずれの年度においても、受託事業者の活動計算書に計上された公共空間管理運営事業（かしわインフォメーションセンター運営業務）の費用計上額が精算書に基づく委託料の額を下回っている。 【意見】 委託期間の終了までに、これまでの精算額との差異要因等について受託事業者から説明を聴取する等し、精算額の妥当性を再度検証する必要がある。	差額については、受託事業者から説明を聴取し、精算書と活動計算書の金額の記載方法の違いに起因するものだと確認しました。インフォメーションセンター運営事業は令和6年度末で終了しておりますが、同様の契約による委託を行う際は、受託事業者から説明を聴取する等し、精算額の妥当性を検証します。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	122
インフォメーションセンター運営事業	人員配置状況等の把握方法について	意見36	【現状・問題点】 受託事業者から提出された令和5年度の事業計画書には、具体的なイベントの準備やガイドマップの作成スケジュール等は記載されているものの、インフォメーションデスクを含む職員の配置計画や「英語によるコミュニケーションが取れる人」としてどのような人材を充てるのかといった実施体制に係る記載はない。また、事業報告書においても実施体制に係る内容は記載されていない。 【意見】 今後も外部の事業者に事業を委ねる場合、市の求める水準での事業運営がなされているか確認できるよう、人員配置等の業務実施体制に係る適切な報告方法等を仕様書等に明示されたい。	インフォメーションセンター運営事業は令和6年度末で終了しておりますが、同様の契約による委託を行う際は、実施体制の報告方法等の仕様書等への明示を検討します。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	124
インフォメーションセンター運営事業	企画提案書における提案事項の総括的な評価について	意見37	【現状・問題点】 提案された業務には、「柏市全域に「まちの駅」ネットワークの構築」、「シビックイノベーションラウンジ」、「賛助会員（KICサポーターズ）制度の見直しと活用」等のように、5年の委託期間においては、結果として実施に至らなかったものが複数ある。 【意見】 委託業務期間が終了するにあたり、今後のかしわインフォメーションセンター業務の見直し等に活かせるよう、実施できた提案事項と実施に至らなかった提案事項とを整理し、実施に至らなかった事項についてもその必要性や阻害要因等を分析する等、提案事項の総括的な評価を実施されたい。	委託期間5年間のうち3年間は新型コロナウイルス感染症の影響により通常の観光業務は機能しておらず、事業として当初想定したものが実施できませんでした。令和6年度からは新たな柏市観光基本計画において情報発信機能の見直しと強化を掲げるとともに、組織改編により「商工観光課」が新設され、観光に特化した情報発信への転換を図るため、これまでのインフォメーションセンター事業の見直しを行い、同事業は令和6年末で廃止しました。令和7年度からは新たな組織改編により広報部に「シティプロモーション課」が新設され、同課とも連携しながら、インフォメーションセンター事業での成果や課題を踏まえた新たな観光案内所事業を開始しております。	方針提示	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	125
インフォメーションセンター運営事業	委託業務に伴う収入の取扱いについて	意見38	【現状・問題点】 企画提案書においては、委託業務に伴い想定する収入（収益）として、「KICサポーターズ会費、有料ガイド料、有料イベント参加費、グッズ販売、チケット販売代行、ラウンジ有料サービス」等が挙げられており、想定される収益額も記載されている。しかし、市によれば記載された多くの項目が実施に至っていないとのことであり、結果的に精算書においても、市からの委託料以外の収入は報告されていない。 【意見】 今後も外部の事業者に業務を委ね、当該委託業務に伴う収入の発生を事業者が想定している場合には、その取扱いをあらかじめ仕様書等に明示されたい。	インフォメーションセンター運営事業は令和6年度末で終了しておりますが、同様の契約による委託の際に、収入の発生を事業者が想定している場合には、その取扱いをあらかじめ仕様書等へ明示することを検討します。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	126
インフォメーションセンター運営事業	インフォメーションセンター機能の見直しについて	意見39	【現状・問題点】 現状の利用状況等は、「来街者が様々な情報を容易に取得することができるよう観光案内所としての機能を担うとともに、市の情報発信拠点として、市のイメージアップ及び流動人口拡大を図る」というかしわインフォメーションセンターの目的に照らし、期待された機能を十分発揮できているものとは言えない。 【意見】 市としてインフォメーションセンターに求める機能や必要性を再検討し、対面での情報提供/案内を行うカウンターの設置場所の見直しとともに、必要な場合には柏市観光協会等の類似の事業を行う団体と機能を集約すること等も含めて見直しを図られたい。	これまでのインフォメーションセンター運営事業の課題を整理し、情報発信の見直し・集約化を含め、機能の見直しを図っていきます。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	126

観光事業	柏市ふるさと産品ホームページの更新・管理について	意見40	【現状・問題点】 柏市ふるさと産品ホームページを2024年8月現在に確認したところ、トップページ「INFORMATION 新着情報」として、「2022年11月16日 NEW 柏ふるさとフェスティバル2022開催のお知らせ」「2021年10月26日 柏ふるさとフェスティバル開催のお知らせ」との表示があり、「INFORMATION 新着情報」の更新が全く行われていなかった。 【意見】 柏市ふるさと産品をPRするために柏市ふるさと産品ホームページの更新情報を閲覧者に対して認識できるように柏市ふるさと産品認定事業業務の受託者に対して指導すべきである。	受託者に指導し、更新を行いました。今後についても、都度最新の状況に更新するよう指導しました。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	131
観光事業	手賀沼周遊レンタサイクル事業の民間移管について	意見41	【現状・問題点】 道の駅しょうなんサイクルステーションでは市からの運営費負担金がなくとも、十分に独立採算での運営を見込むことができる収支となっている。 【意見】 将来的には、レンタサイクル事業に関する運営費負担金を廃止し、民間企業への移管も視野に検討すべきである。	本事業は我孫子市と共同で行っている事業であり、収益の多寡に関わらず再配置に要する必須の経費もありますが、意見のとおり十分に収益を挙げているステーションについては、今後運営事業者と協議の上負担金の減額・廃止及び民間企業への移管に向けた検討を行います。	方針提示	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	133
観光事業補助金	補助金に係る消費税等仕入控除税額報告に関する条文について	意見42	【現状・問題点】 柏市手賀沼花火大会補助金交付要綱では、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合の報告に関する条文がなかった。 【意見】 全庁的に補助金の交付要綱等について、補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告を求める条文を追加すべきである。	令和6年度中に要綱改正を行い、条文を追加しました。要綱の全庁的な対応については、所管部署である財政課に情報提供しており、同課で対応しております。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	136
新産業支援事業	チャレンジ支援補助金における対象経費について	意見43	【現状・問題点】 内装改装費用等を専門業者に発注していることをもって「委託費」に分類している点について、補助金申請者と当該専門業者の間では委託関係が成立しているとしても、補助金申請者にとっては固定資産（建物又は建物附属設備）の設備購入に該当する可能性があるため、補助金申請者と支払先との間の契約関係だけをもって「委託費」に分類することは誤りである可能性がある。 【意見】 事案ごとに内装改装費用等の内容を精査し、資本的支出と収益的支出のどちらに該当するかを検討する必要がある。	補助金申請書審査の際は、ご意見を踏まえ十分に審査してまいります。	方針提示	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	138
新産業支援事業	チャレンジ支援補助金の予算超過について	意見44	【現状・問題点】 本補助金の申請は、申請受付期間内であっても、予算上限に達した場合には受付を終了する、所謂「先着方式」である。しかしながら、実際には7/31の消印がある申請書はすべて受理したため、予算範囲内である74件程度（令和4年度報告時総事業費により換算した件数）を大きく超えた件数を採択している。 【意見】 「先着方式」が有効に機能しなかったことが、結果として予備費の充当に繋がったものであるが、「先着方式」を有効に機能させるためには、受付順位を厳密に管理する目的で、申請方式を紙ベースから電子申請に変更することや、申請書の審査方法をマニュアル化し、申請者毎に申請内容を点数化することで審査を効率化する等の取組が望まれる。	令和6年度に実施いたしましたチャレンジ支援補助金では、補助金申請要領に審査する旨を定めており、事業計画について加点方式にて採点し、合計点数の高い順に交付決定を行うことといたしました。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	141
新産業支援事業	チャレンジ支援補助金のフォローアップ調査結果の活用について	意見45	【現状・問題点】 自由度が高いということは、本補助金の利用を検討する事業者にとっては使い易い制度である反面、補助金を交付する市からするとターゲットが絞り切れておらず、現状、市が意図した補助金には必ずしもなっていないと考えられる。 【意見】 今後は、フォローアップ調査の分析結果等を活用し、限りある予算の中で市としての本補助金の目的を再定義し、目的に則した形での、対象事業や対象経費の明確化が望まれる。	令和6年度に実施いたしましたチャレンジ支援補助金（新商品開発）においては「柏市ふるさと産品」「柏市ふるさと納税返礼品」への登録を目的とした周知を改めて実施しており、結果複数の新商品の登録をすることとなりました。今後も、補助金の使途の明確化に努めてまいります。	措置を講じた	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	143
スタートアップ支援事業	スタートアップ立地支援補助金における要綱・要領について	意見46	【現状・問題点】 本補助金は令和5年度の期中から施行された新制度であり、年度初めから本補助金を活用できるようにするため、立地計画承認申請要件における但書きにおいて、特例措置が設けられている。但書きは、立地日と賃貸借契約日が一致していることを前提にしているものと推測するが、実際には立地日より前に賃貸借契約を締結することは頻繁に起き得ることが想定されるため、取引慣行も十分に踏まえた上で要綱・要領を作成する必要があった。 【意見】 新規事業に係る要綱・要領の策定に際しては、企図した内容どおりとなっていることを十分に検証いただきたい。	今後、補助金要綱や要領を整備する際は、時系列や取引慣行も検討した上で策定する。	方針提示	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	153

スタートアップ支援事業	スタートアップコンシェルジュ事業委託のスタートアップ相談窓口について	意見47	【現状・問題点】 明らかに技術系スタートアップには該当しないと思われる相談者が含まれている。また、常設日以外のWEBによる相談実施はあるものの、相談実施の有無に関わらず相談窓口の開設をもってLMの日額人件費85,000円を支払うとする現在の契約内容は、最少経費で最大効果を求める「経済性の原則」からやや外れていると考える。 【意見】 スタートアップの定義に該当しない相談者からの相談希望は今後も生じるものと推察されるが、単に謝絶するだけでは柏市の産業振興全体としてはマイナスであることから、一般的な経営相談等を得意としている市内商工団体（柏商工会議所、柏市沼南商工会）との連携を強化し、適材適所による産業支援を行える体制の構築を望む。また、開設日における相談実施件数や相談実施方法に応じて、異なる日額単価を適用する等、TEPの相談者募集活動の成果を委託費に反映できる契約内容の検討を望む。	令和6年度中に、技術系スタートアップ以外からの問い合わせに関しては、柏商工会議所や柏市沼南商工会に繋ぐことを関係機関と確認した。 また、令和7年度より、相談窓口の開設方法を変更したことに伴い、委託費も変更。	措置を講じた	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	154
スタートアップ支援事業	スタートアップ特設ホームページ（柏STARTUPS）について	意見48	【現状・問題点】 問い合わせ方法が煩雑化していると考えられる。 【意見】 問い合わせフォームの見直しにつき検討を望む。	問い合わせフォーム利用者、に混乱を与えないような文言に修正しました。	措置を講じた	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	157
スタートアップ支援事業	スタートアップコンシェルジュ事業委託の方向性について	意見49	【現状・問題点】 踏み込んだスタートアップ支援は、特定の事業者を優遇することになりかねず、ともすると公平性を損なう可能性がある。 【意見】 市が今後、スタートアップ支援を強力にプッシュし、将来的にスタートアップ集積地としての全国的ポジションを確立していくのであれば、その方向性を広く透明性をもって議論し、複数の関係者が存在するスタートアップ支援における市の役割や連携等を明確にした、柏市版の「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月に政府策定）」の策定が望まれる。	令和7年3月に策定した「柏市産業振興戦略ビジョン」において、【新たな産業・企業・価値の創出】を重点的な戦略として位置づけ、個別の施策として、【イノベーション・事業革新の推進】に取り組むこととしており、当該枠組みの中で、スタートアップ支援を行うこととした。	措置を講じた	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	157
スタートアップ支援事業	産学官連携新規事業者等施設入居支援補助金の除外要件の運用について	意見50	【現状・問題点】 本補助金の交付要綱においては、「資本金が3億円を超える企業」を対象外とする旨規定しているに留まり、年度中に一時的に資本金が3億円を超えた場合の取扱いは規定されていない。 【意見】 スタートアップ企業においては、資金調達により一時的に資本金が著しく増加する場合があるため、本件のケースにおける取扱いについて、交付要綱に明記しておくことが望まれる。	当該補助金は、千葉県と協調補助により実施しているため、要綱の条文及び解釈についても足並みを揃えて検討する必要がある。当該ご意見があったことについて、千葉県に共有した上で、要綱明記の必要性があるか、千葉県と協議を行う。	方針提示	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	157
事業継続支援事業	事業承継・小規模企業相談員事業委託における専門家相談活動について	意見51	【現状・問題点】 柏市沼南商工会の実績を見ると、BCP関連の相談が全体の80%超を占めており、相談内容に著しい偏りが見られる。さらに、BCP関連の相談を受けている事業者の中には、本事業委託の相談員（事業所訪問）活動においてBCP関連の説明を受け、後に本専門家相談活動においてBCPの計画策定及び申請を行っているものも散見される。 【意見】 市は、本専門家相談活動の実績報告を毎月受けているはずであり、実施内容に偏り等が見られた場合には、速やかに受託者と協議を行い、適切な専門家相談活動が実施されるよう管理していくことを望む。	沼南商工会と当該意見を共有し、著しい偏りとならないよう対応していくことを確認した。 また、今後に関しても相談内容に著しい偏りが見られる場合は、経営指導員においても対応し、専門性を有する相談を優先的に専門家相談に案内するよう依頼を行った。	措置を講じた	商工振興課 (現 産業政策・スタートアップ推進課)	経済産業部	162
事業継続支援事業	事業承継問題について	意見52	【現状・問題点】 市においては、「事業承継支援ネットワークちば」の会員として他自治体や商工団体、事業承継に関する国・県の取組や支援内容について情報収集を行っているが、事業承継問題に対する柏市としての個別の方針等は策定されていない状況である。 【意見】 事業承継問題は、柏市単独で取り組むよりも、広域的な視点で取り組んだ方が解決の選択肢が増えるため、事業承継支援ネットワークちば等への積極的な参加を通じて、活発的な広域ネットワークの構築が望まれる。	千葉県事業承継・引継ぎ支援センターのほか、事業者相談を担っている柏商工会議所と連携し、柏市ホームページやSNS等を通じて、市内中小企業への積極的な情報発信に努めてまいります。	方針提示	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	163
事業継続支援事業	市内中小事業者販路拡大支援事業負担金における展示会等への出展企業について	意見53	【現状・問題点】 令和3年度より取組んでいるザ・商談しごと発掘市への参加状況については、同一企業による参加が顕著である。 【意見】 ザ・商談しごと発掘市については、令和3年度から新たに参加している商談会であるが、展示会と比較して参加者の負担も少ないと考えられるため、積極的なPRを実施し、多くの新規出展社を獲得すると共に、次のステップである展示会への参加を促すよう、セミナー等の活用について検討を望む。	展示会は単年度出店では商談成立にはなかなか結びつかず、複数年継続出店することで、企業のブランド力向上及びネームバリューへと繋がっていると分析しております。出店企業については、柏商工会議所の意向も踏まえた上で、判断してまいります。	方針提示	商工振興課 (現 商工観光課)	経済産業部	165
消費生活相談事業	消費生活相談事例研究会講師の協定等について	意見54	【現状・問題点】 消費生活相談事例研究会講師の受諾については、契約書や協定等の文書の形式で特に取り交わしていない状況である。 【意見】 取引の安全の確保、また報償費の予算要求の根拠資料ともなるため、講師を引き受けている弁護士との間で協定等を文書の形式で取り交わすことが望ましい。	消費生活相談事例研究会講師の受諾については、これまで契約書や協定等の文書の形式で特に取り交わしていない状況であったが、報償費の予算請求の根拠資料ともなるため、講師を引き受けている弁護士との間で今後協議を進めたい。	方針提示	消費生活センター	経済産業部	169

消費生活相談事業	多重債務及び消費者問題における無料相談会の謝礼支払のための口座振替払申出書の押印について	意見55	【現状・問題点】 派遣日当日に弁護士が印鑑の持参を失念した場合には、後日、口座振替払申出書に記入及び押印後、郵送してもらう対応を取っているとのことであり、弁護士及びセンターともに軽微ではあるものの事務的な手間が生じている。 【意見】 債権者と口座名義が一致している場合には、押印を必須する必要はなく、記入のみでも可能との対応も考慮すべきである。	財務会計の手引きに則った最新の様式に変更し、事前連絡の際に振込先の口座名義が本人と相違する場合に印鑑が必要となる旨の御案内を含めるようにした。	措置を講じた	消費生活センター	経済産業部	170
消費生活相談事業	消費生活センター所在地の移転について	意見56	【現状・問題点】 消費生活センターが不便な所在地となっている。 【意見】 消費生活センターをアクセスの利便性を確保するため、消費生活センターの移転の検討を行うべきである。	柏市公共施設総合管理計画に沿って検討していく	方針提示	消費生活センター	経済産業部	171
消費者啓発事業	柏市消費者教育推進計画（一部改訂版）について	意見57	【現状・問題点】 令和5年3月に一部改訂した柏市消費者教育推進計画の8頁からの「第2章 消費者を取り巻く現状と課題」における「1 柏市における消費生活相談の状況」に「（1）消費生活相談件数の推移」と「（2）契約当事者の年代別消費生活相談件数の推移」は、平成24－28年度分、「（3）多く寄せられる消費生活相談内容」は平成28年度分が掲載されている。 【意見】 柏市消費者教育推進計画の一部改訂に合わせて、消費生活相談件数の推移、契約当事者の年代別消費生活相談件数の推移及び多く寄せられる消費生活相談内容も改訂時点の最新情報に更新し、市民に直近の消費生活相談の状況を示した方が望ましい。	令和8年度に予定している「第2次柏市消費者教育推進計画」の策定に合わせて、消費生活相談件数の推移や契約当事者の年代別消費生活相談件数の推移及び多く寄せられる消費生活相談内容等の最新情報を掲載し、市民に直近の消費生活相談の状況を示す予定 直近の消費生活相談の状況については、今後も毎年7月に発行している「柏市消費者行政の概要」において示していく	方針提示	消費生活センター	経済産業部	181
消費者啓発事業	「柏市消費者教育推進連絡会つうしん」の公表について	意見58	【現状・問題点】 令和6年8月現在において市ホームページを確認したところ、柏市消費者教育推進連絡会つうしんはNo.30（令和5年2月発行）までは掲載されていたが、No.31（令和5年9月発行）及びNo.32（令和6年3月発行）は掲載されていなかった。 【意見】 柏市消費者教育推進連絡会つうしんは連絡会の活動を、市内各小中高等学校に伝えるため発行している情報誌であり、学校における消費者教育の推進に向けた取り組みを適時に市内各小中高等学校、また保護者等の市民にも伝えることが望ましい。	No.31及びNo.32の「柏市消費者教育推進連絡会つうしん」は令和6年8月26日に掲載済。実施年度中の掲載を失念していたが、令和6年度分以降は実施年度中に掲載済み。	措置を講じた	消費生活センター	経済産業部	182
消費者啓発事業	千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業の実施について	意見59	【現状・問題点】 当初予算では1,170千円を予定していたが、実施を受け入れた学校は千葉県立東葛飾中学校、柏市立柏高等学校及び流通経済大学付属柏高等学校の3校だけであり、講座運営委託料は616,655円となっていた。 【意見】 学習指導要領でも家庭科で消費生活の項目があり、各学校のシラバスでも消費生活の項目が掲げられており、消費者教育の重要性について、各学校の理解を得られるように交渉し、千葉県消費者団体ネットワーク強化・活性化事業補助金を有効に利用すべきである。	令和6年度は、県立東葛飾中学校及び県立柏南高等学校、県立東葛飾高等学校、流通経済大学付属柏高等学校の4校に増え、更に当該補助金を活用し、学童保育施設における消費者講座や高齢者を対象とする消費者出前講座も行い、委託料も1,207,100円に拡大した。 令和7年度も既に4校（中学校1校・高校3校）から依頼があり、当該補助金を有効に利用し実施する予定である。	方針提示	消費生活センター	経済産業部	182
消費者啓発事業	各種消費者講座・消費生活コーディネーター研修の撮影について	意見60	【現状・問題点】 消費生活センターの職員等の業務等の都合で欠席となっている講座・研修がある。 【意見】 職員等の人材の育成及び資質の向上のためにも可能な限り、消費者教育の講座・研修の撮影を行い、希望する講座について、後日の受講が可能となるような状況とすることが望ましい。	消費生活コーディネーター研修会の外部講師については、そのPPT資料に係る著作権や講師の肖像権等の問題があり撮影を行うことは困難である。そのため、研修会の一部を一般公開とし広く市民の受講が可能となる機会を増やして予定である。	方針提示	消費生活センター	経済産業部	184
消費者啓発事業	柏市の全庁的な消費者教育の啓発の必要性について	意見61	【現状・問題点】 柏市消費者教育推進計画にもあるとおり、消費者教育の内容は多岐、広範囲にわたるため、消費者教育の各種施策を実施していくためには消費生活センターが単独で実施するだけでは難しく、食育や環境教育等を実施する担当部署や、地域で活動する様々な団体等と連携・協働する視点が不可欠である。 【意見】 消費者教育の重要性を庁内で情報共有を図ることが必要であり、全庁的な消費者教育の啓発の必要性を共有し、十分な連携・協力を実施することが望ましい。	柏市の全庁的な消費者教育の啓発の必要性については、令和7年5月から全庁掲示板に最新の消費者トラブルについての対応事例を掲載し、消費生活センターがどんなことをしているのかや消費者トラブルを未然に防ぐ方法について掲示しており、職員から好評を得ている。	措置を講じた	消費生活センター	経済産業部	184
公設総合地方卸売市場事業特別会計	耐震対策の進捗について	意見62	【現状・問題点】 耐震性能が不足しているにも関わらず、耐震改修工事が実施されていない施設が複数存在している。 【意見】 耐震診断の結果、「耐震性能が不足しており、倒壊・崩落の危険性が高い」とされた水産棟（S造）及び「耐震性能が不足しており、倒壊・崩落の危険性あり」とされた青果倉庫棟については、そこで働く者の命に係わる問題であり、最優先事項として検討いただきたい。	当市場は、施設の老朽化が進行し、一部の施設が耐震基準に満たない状況であることから、再整備が必要な状況であることを認識しております。 このことから、市では令和6・7年の2か年にかけて再整備及び市場用地活用基本計画を策定し、再整備及び市場用地の活用について検討を進めているところです。	方針提示	公設市場	経済産業部	216

公設総合地方卸売市場 事業特別会計	駐車場の不正利用問題について	意見63	【現状・問題点】 市場外の事業所等に勤務する従業員等による不正利用が多数発生し、市場業務に支障をきたしている。 【意見】 関係者への周知依頼を十分に行い、入退場門のゲート化を実施する前に、駐車許可証の車内掲示を徹底させることで、どの程度不正利用が減少するか検証することを検討いただきたい。	定期的に、場内事業者あてに駐車許可証の掲示の徹底を周知しているところです。 不正利用につきましては、陸運局他で所有者を調査し、個別に警告通知文等を送付するなど対策を講じており、過去には撤去に繋がった事例もあります。 引き続き不正利用の減少への対策に取り組んでまいります。	措置を講じた	公設市場	経済産業部	216
公設総合地方卸売市場 事業特別会計	計画的な施設整備推進の必要性について	意見64	【現状・問題点】 本実施設計業務は、老朽化した高架水槽の破損・倒壊に備え、本高架水槽の代替として井戸ポンプを設置するための実施設計業務である。通常であれば、実施設計業務終了後、期間を空けずに工事が開始されることになるが、令和6年度において当該井戸ポンプ設置工事に係る予算措置はなされていない。 【意見】 実施設計と工事実施は予算的な観点から一体という意識で計画的に進めていただきたい。	市では令和６・７年の２か年にかけて再整備及び市場用地活用基本計画を策定し、再整備及び市場用地の活用について検討を進めているところです。今後、施設の配置等が決まりましたら、本実施設計を基に設置工事に着手する予定です。	方針提示	公設市場	経済産業部	217
公設総合地方卸売市場 事業特別会計	市場活性化に向けての市場内業者との協働について	意見65	【現状・問題点】 公設市場は、これら施策が実現できるよう、市場内業者をサポートしていく役割が期待されている。これまでも市場取引協議会等において、市場内業者に対し経営戦略の説明はなされているものの、十分な成果が上がっているとは言い難い。 【意見】 経営戦略の策定者である公設市場と市場内業者がこれらの目標を十分に共有し、市場内業者が積極的に市場活性化に向けての行動を起こせる機運を醸成し、実行段階においてはKPI等を導入した進捗管理等を可能とするような、市場内業者を巻き込んだ組織・体制づくりが望まれる。	市場の活性化を目的に、場内事業者で構成された柏市公設総合地方卸売市場連絡協議会にて、令和６年度に活性化委員会を立ち上げ、同年４月より「一般開放デー」を年４回開催しました。昨年度で延べ約15,000名の方々が来場し、市民より大変好評をいただいていることから、令和７年度は２回増の６回開催としております。 また、市内小中学校の学校給食における地産地消強化イベントの際には、当市場を経由した地場産青果物の活用促進に取り組んでいるところです。 引き続き、場内事業者との連携を図りながら、更なる魅力ある・開かれた市場に取り組んでまいります。	措置を講じた	公設市場	経済産業部	217
公設総合地方卸売市場 事業特別会計	新たな市場整備計画の速やかな策定について	意見66	【現状・問題点】 柏市場の整備計画は複雑な経緯を辿っているが、築50年以上経過した主要施設が多数あり、補修や修繕だけでは現状の機能を維持することもままならない状態といえる。 【意見】 柏市場整備計画の全体的な方向性が定まっていない中では、計画策定前に実施した改修工事等が、今後決定する新整備計画との間で不整合を生じる可能性があり、実施した改修工事等が無駄になる虞があるため、新整備計画の策定前に改修工事等を行うことの判断が慎重にならざるを得ない点は理解できる。しかし、時の経過による施設の老朽化は止められないため、新たな市場整備計画の速やかな策定が強く望まれる。	当市場は、施設の老朽化が進行し、再整備が必要な状況であることを認識していることから、市では令和６・７年の２か年にかけて再整備及び市場用地活用基本計画を策定し、再整備を進めるとともに市場用地の活用について検討を進めているところです。	方針提示	公設市場	経済産業部	217
公設総合地方卸売市場 事業特別会計	債務者との交渉に係る記録について	意見67	【現状・問題点】 公設市場ではこれらの市場使用者の状態について把握しているのであるが、市場使用者との交渉内容や置かれている状況の推移が時系列で記録されている資料は作成されていなかった。 【意見】 滞納整理マニュアルに記載のあるとおり、保証金の充当や許可の取消しにかかる聴聞を実施する際には、今までの経緯について年度を超えて把握しておく必要があり、また職員間での引継ぎなどにおいても詳細な情報が見やすい文書形で記録されていることが望ましい。	御意見を踏まえ、令和6年12月以降、毎月通知する督促、催告並びに滞納者との交渉記録をまとめた交渉経過記録票を作成し、都度更新しております。併せて、職員間での引継ぎ等を踏まえ、時系列等も含めた滞納者一覧表を作成しました。	措置を講じた	公設市場	経済産業部	219
公設総合地方卸売市場 事業特別会計	個々の滞納案件への対応について	意見68	【現状・問題点】 市場使用者Ａ社は、令和５年８月から市場施設使用料及び電気使用料を滞納し続けている。また、市場使用者Ｂ社は、令和５年夏ごろに公設市場から退去しているが、令和４年８月から退去までの間、市場施設使用料及び電気使用料を滞納し続け、金額はそれぞれ２、０３８千円と１、０７２千円となっている。なお、この他に遅延損害金も発生している。 【意見】 納付する意思はあってもそれができる能力がなかなか伴わないということであれば、商工振興課が実施している民間企業への支援事業などを活用して事業の状況そのものを支援することも検討すべきである。また、滞納マニュアルにおいては、許可の取消し後も滞納があつて、督促等実施してもなお支払われない場合、法的措置の検討を行うと記載されているが、市場を退去した後では追跡が困難である。今後はもっと早く対応されたい。	御意見を踏まえ、市が実施する民間企業への支援メニューの活用等も検討してまいります。また、滞納整理につきましては、速やかに事業者ヒアリングを行うとともに状況に応じて分割納付指導や保証金の充当等、早期の滞納解消に向けた対策を講じてまいります。	方針提示	公設市場	経済産業部	220
一般財団法人柏市まちづくり公社	リース取引の処理方法について	意見69	【現状・問題点】 すべてのリース取引について、重要性の原則を適用し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことも可能であった。 【意見】 重要性の原則を適用するか否かは公社の判断となるが、原則的な方法の採用に大きなメリットがないのであれば、可能な限り簡便的な方法を採用し、事務手続の効率化を図ることが望ましい。	公社の顧問会計士の指導により、従来通りの取扱いとします。	方針提示	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	232

一般財団法人柏市まちづくり公社	流動資産に計上されている土地勘定について	意見70	【現状・問題点】 土地は、一般的には固定資産に分類されるが、販売用の土地の場合には、棚卸資産として、流動資産に計上されることもある。しかし、財産目録に記載のとおり、公社が所有する土地は、そのすべてが事業用として活用されているものであり、現状から判断すると当該土地は固定資産に区分されるものである。 【意見】 所有土地について、現状の利用状況と将来の活用計画を明確にし、実体にあった計上区分に計上することが求められる。	令和６年度決算から固定資産に振り替えを行い、詳細な注記を加えて処理しました。	措置を講じた	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	233
一般財団法人柏市まちづくり公社	財産目録作成の必要性とその記載内容の正確性について	意見71	【現状・問題点】 現状、財団は財産目録を財団として作成する書類には含めていないが、毎期決算においてこれを作成しており、その一部において、作成上の不足箇所が見受けられる状態といえる。 【意見】 財団の作成義務はないが、正確にわかりやすく作成し、保管し、外部へ財団の状況を説明する場合等に活用することが望ましい。	財産目録は、財務諸表に含まれないが、市の外郭団体として事業の目的を達成し、将来においても継続的に事業を推進するために必要な資産を保有することを確認するため、外部へ財団の状況を説明する場合等に活用できるように変更しました。	措置を講じた	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	233
一般財団法人柏市まちづくり公社	随意契約の理由の妥当性について	意見72	【現状・問題点】 随意契約理由について、確かにビルの管理業務委託は入居テナント等との調整が必要となるが、それはビル管理業務委託における一般的な内容であり、競争入札に付し他の事業者と契約した場合に、当業務が複雑化し、追加コストが発生する内容とは考えられない。また、本業務が求める要求基準を十分に満たしている業者であることは、経験のある事業者に委託すれば当然に得られる効果であり、現受託事業者だけが当業務を受託できる要件としては不十分である。 【意見】 原則的な一般競争入札ではなく、例外的な一者随意契約を締結する場合には、その要件は慎重に批判的に検討し意思決定することが求められる。	今後はより理解が得られやすい理由等に配慮して参ります。 なお、本契約は令和６年度で終了し、自社管理としました。	措置を講じた	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	234
一般財団法人柏市まちづくり公社	管理会社からの入金遅延について	意見73	【現状・問題点】 管理会社から公社への入金に遅延が生じている。監査時点においては、２ヶ月分の賃料の入金が未了であった。 【意見】 現状の契約のように、賃料について管理会社を通して振込を受ける場合には、管理会社から営業保証金を取るあるいは、支払遅延が生じた場合には、直ちに契約を変更し、賃貸人から直接振込を受ける等の対応が求められる。	令和６年度で契約を終了し、管理会社を経由せずに直接振り込みに変更しました。 なお、債権額全てを回収し、契約事務を完了させました。	措置を講じた	一般財団法人柏市まちづくり公社	一般財団法人柏市まちづくり公社	235
公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金	過年度における包括外部監査の措置状況について	意見74	【現状・問題点】 過年度における包括外部監査の意見として、①当該ディレクターの業務実施内容とコストの妥当性についての検証が十分に行われていないこと、②ＵＤＣ２の組織運営も含め十分な検証がなされること、の２点を挙げているが、十分な検証が行われているとはいえない状況である。 【意見】 ＵＤＣ２は市の外郭団体ではないため、資料等の提出には制限があるかもしれないが、支出負担金の額も大きく、ＵＤＣ２への影響度も高いことを考えると、もう一步踏み込んだ形での検証が必要と考えられ、今後は実施した結果を記録に残すことが求められる。	過年度の指摘を受け速やかに、ディレクターの業務実施内容とコストの妥当性について検証を行うため、副センター長、ディレクターそれぞれに対して業務委託報告書の作成を指示しておりました。指示後においては、委託内容の報告を受けて確認をしておりますが、今回指摘の、もう一步踏み込んだ形での検証と、実施した結果を記録に残すことについては、適正な運営へ向けて決算報告書の内容の今一度の精査・フィードバックを行い、ＵＤＣ２に対し、協議内容を記載した議事録の作成を求めました。さらには、業務委託報告書に基づき委託内容の報告をＵＤＣ２の社員総会において行うよう併せて指導をしました。しかしながら、令和７年５月開催の社員総会では当該報告書の提出、委託内容の報告は行われなかったため、引き続き、厳しく指導を行っていきます。	措置を講じた	中心市街地整備課	都市部	238